

農業振興地域整備計画変更にかかる申出書の提出について

概 要	市街化調整区域内の農地は転用時に農地法上の申請・許可が必要です。 その中でも特に農用地域内の農地は原則として転用が認められないので、転用するためには、まず農用地域からの除外が必要です。 （農用地区域：農業振興のため、農用地として利用すべき土地であると設定した区域） 申請地が農用地区域であるかどうかは、事前に窓口へご確認ください。
申出及び受付場所	申出受付は、１、４、７、１０月（年４回）の各２０日です。 受付場所：田原市役所農政課農政企画係
必要書類	１．計画変更申出書 ２．土地選定理由書 ３．事業計画書（農地転用で使用するもののコピー） 事業用地の場合 ４．土地選定経過書 農用地区域外の農地とそこを選定しなかった理由を記載したもの ５．登記簿謄本 申出地の土地登記簿謄本 分家住宅等の場合、昭和４６年以前の所有状況がわかるもの ６．土地名寄若しくは土地評価証明 ７．戸籍謄本（分家住宅の場合） 当事者の関係がわかるもの ８．住民票 申出者及び譲受人（又は借受人）の住民票 ９．所有地一覧表 申出地として選定できない理由を付ける １０．申出地選定経過書 申出地選定までに他の土地を交渉した経過がわかるもの １１．所有地位置図（農家住宅及び分家住宅の場合） すべての所有地を住宅地図等に記入したもの １２．承諾書 地区総代（場合により校区総代）、土地改良区、豊川総合用水、土地所有者、隣接地所有者等 １３．登記簿謄本（譲受人及び借受人が法人の場合） １４．申出位置図（１／２，５００） １５．公図 １６．土地利用計画図 申出地の土地利用計画図（建物、上下水道管、車両の配置等） １７．現場写真 ※申出の内容により、上記以外の書類を提出していただく場合があります。 ◆提出部数：正副各１部